

## 現行の北海道生物多様性保全計画の概要

### はじめに

- 計画策定の背景
  - ・ 本道は、北方系の動植物が生息・生育すると同時に本州以南の地域と共通する南方系の動植物が見られる、わが国でも特有の生態系が形成されている。
  - ・ これまでの過度な開発行為や動植物の乱獲、違法採取により、多くの生物が絶滅の危機に瀕している。
  - ・ 様々な目的で人によって持ち込まれた外来種の分布拡大が、本道の自然を守っていく上で大きな脅威となっている。
- 計画策定の趣旨
  - ・ 道における自然環境に関わる取組全般を、世界的かつ今日的な課題である生物多様性の保全と持続可能な利用という視点でまとめなおし、同時に明らかとなった課題に的確に対応していく道筋として策定するとともに、この計画を生物多様性保全条例に基づき、生物多様性基本法の地域戦略として位置付けた。
  - ・ この中で、今後の本道における生物多様性の保全と持続的利用に関する目標と方針を示すことにより、その推進に努める。

### I 生物多様性とは

生物が、地球に生命が誕生して以来、40億年もの間、互いに影響を及ぼし合いながら多様な遺伝子を持つ多様な種に進化し、様々な環境でつながりあって生きている。こうした固有性つつながりを、生物多様性といい、次の3つのレベルで捉えることができる。

- 遺伝子の多様性
 

同じ種類の生物が持つ遺伝子には、種に共通したものの他にも、いろいろな組合せがある。
- 種の多様性
 

様々な生物の種が存在しており、それぞれの種は、再現性のない進化の産物で、一度絶滅すると二度と現れることのないかけがえのないもの。
- 生態系の多様性
 

地形や地質、気候などにより特徴づけられる様々な環境と、そこに生息・生育する様々な生物集団があり、その組合せから様々な形態の生態系が存在している。

### II 計画の策定にあたって

#### 1 計画の位置づけ

- (1) 生物多様性基本法に基づく「地域戦略」
- (2) 北海道環境基本計画[第2次計画]に位置づけられた「基本プログラム」

#### 2 計画の期間

長期的な視点に立ち、平成22年の計画策定から、おおむね10年

#### 3 計画の特徴

- (1) 4つの圏域
 

本道は、広大な面積を有し、地域によって大きく環境が異なることから、気候や地形・地質的な特性、地形の連続性、行政の連続性を総合的に勘案し、4つの圏域を設定

  - ・ 道南圏域、道央圏域、道北圏域、道東圏域
- (2) 8つの生態系
 

森林や湿原など代表的な自然生態系と都市など人間活動との関わりが深い生態系に分類

  - ・ 高山、森林、湿原、河川・湖沼、海岸、浅海域、農村、都市

### III 生物多様性をめぐる情勢

#### 1 計画策定及び見直しの背景

- (1) 国の生物多様性にかかる動き
- (2) 地方公共団体の動き
- (3) 北海道の取組
- (4) 先人の知恵と文化

#### 2 北海道の生物多様性における現状と課題

## (1) 北海道の自然環境

- ① 地史・地質・地形の特徴
- ② 気候学的な特徴
- ③ 生物相の特徴
- ④ 人間の活動に伴う自然環境の変遷

## (2) 各圏域における自然環境

- ① 道南圏域
- ② 道央圏域
- ③ 道北圏域
- ④ 道東圏域

## (3) 北海道の生物多様性

- ① 各生態系の特徴と種の多様性  
ア 高山 イ 森林 ウ 湿原 エ 河川・湖沼 オ 海岸 カ 浅海域 キ 農村 ク 都市
- ② 遺伝子の多様性  
ヒグマとオオバナノエンレイソウの研究成果

### 3 北海道の生物多様性を脅かす要因

- (1) 人間活動や開発による影響
- (2) 人為的な持込みによる影響
- (3) 地球温暖化による影響

## IV 計画の基本方針

### 1 計画の目標と基本方針

- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用を図るためには、地域それぞれが持つ自然の固有性や社会・経済的な地域の特性に応じた方策が必要である。
- ・ 生物多様性の保全には、多様な生態系を構成するこうした要素の保全が必要である。

- 目標 1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全  
基本方針 ①地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る  
②絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る  
③安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る
- 目標 2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用  
基本方針 ①生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る  
②生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る

### 2 計画の推進に際しての基本的視点

- ・ あらゆる分野・レベルの活動を生物多様性の保全という基本的な枠組みに組み込んでいくよう努める。
  - (1) 科学的評価の尊重と保全技術の開発
  - (2) 地域重視と連携・協働
  - (3) 長期的な視点に立った普及・啓発
  - (4) 社会・経済的な仕組みへの考慮

### 3 各主体の役割と連携

道民、NPO・NGO、事業者、市町村、道の役割と国との連携

### 4 計画の推進

- (1) 推進体制
- (2) 計画の進行管理及び見直し

## V 施策別実施方針

先に掲げた現状と課題に対する基本方針を受け、どのように施策へ反映していくかについては、生態系や地域から見た視点、施策の対象範囲や共通性などから、次の3つに大きく区分し、それぞれ実施方針を示す。

### 1 生態系別施策の実施方針

高山、森林、湿原などの8つの生態系別生物多様性保全及び関連指標群

### 2 重要地域の保全施策の実施方針

自然環境保全地域等、自然公園、世界自然遺産及び関連指標群

### 3 横断的・基盤的施策の実施方針

鳥獣保護管理施策、希少野生生物の保護施策、文化財保護施策、外来生物対策、生物多様性保全に関わる調査等、持続的利用に関する研究、遺伝子組換え生物等、普及啓発、自然とのふれあい施策、環境影響評価、低炭素社会、循環型社会の形成に向けた取組及びそれらの関連指標群

### ○ 関連指標

指標名称、現状、数値目標等、達成年（期間）